資料④

令和８年度　消費者教育・啓発に関する取組の内容

１　ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

（１）　小・中学校の各教科部会での取組説明

○小・中学校の消費者教育に関連する教科の部会で、本市の消費者教育の推進計画及びセンターの取組や教材についての情報提供を行う。

鳥取市中学校家庭科部会　消費者教育事業の説明　８月２０日（木）実施予定

（２）職員研修等の実施

○市職員に消費者教育の意義と行政施策との関連性を学ぶことにより、誰にも公正で持続可能な消費者市民社会の構築の推進を図る。

職員研修　１０月２６日（月）実施予定

○教育関係者への出前講座の実施

（３）　小・中・高校生を対象とした講座の実施

○教育関係者への出前講座の実施

鳥取敬愛高校出前講座　１０月２８日（水）実施予定

（４）大学・専門学校等を対象とした講座の実施

○専門学校への出前講座の実施

鳥取市医療看護専門学校出前講座　７月２３日（木）実施



（５）教育資料及び教材メニューの情報提供

○教育資料及び教材メニューの情報収集・情報提供の実施

鳥取市中学校長会　会長を訪問、情報提供（桜ヶ丘中学校）７月２日（木）実施

鳥取市中学校会長　啓発チラシ配架　７月３日（金）実施

中学校社会科部会　会長を訪問、情報提供（北中学校）７月６日（月）実施

鳥取市中学校家庭科部会　主任担当教諭を訪問、情報提供（北中学校）７月８日（水）実施

鳥取市小学校家庭科部会　会長を訪問、情報提供（富桑小学校）７月１０日（金）実施

２　高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

（１）　高齢者、見守り団体、防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施

○高齢者、障がい者等の会合での出前講座の実施

開催回数　９回　（令和８年７月３１日現在）

・消費生活相談員による出前講座（３回）

・鳥取市消費者団体連絡協議会と消費生活相談員による消費者寸劇（６回）

○啓発パネル展の実施

・特殊詐欺被害防止啓発パネル展

木のまつり　１１月３日（火）実施予定

（２）　市報、公式ウエブサイトを使った注意喚起情報の提供

○市報での「消費者トラブル講座」の連載　※８月号まで実施

４月	SNS で勧誘される投資話の注意！
５月	サポート詐欺に注意！
６月	強引な不用品の買い取りに注意！
７月	オンラインゲームの高額課金に注意！
８月	ロードサービスの依頼は慎重に！

（３）　高齢者宅訪問時の啓発チラシによる注意喚起情報の提供

○交通安全運動期間中の高齢者宅訪問と連携した啓発チラシの配布

春（４月）、夏（７月）実施

秋（９月）、冬（１２月）実施予定

時期	チラシ内容	枚数
春（４月）	テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認／消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を	３３５枚
夏（７月）	ＳＮＳを使って投資を勧める詐欺！／「ＳＮＳ型投資詐欺」「ロマンス詐欺」	３３０枚

（４）消費者見守りネットワーク協議会の周知、研修会の実施（今後開催予定）

○関係機関への周知・説明

○研修会の実施

（５）相談内容の整理・分析

○相談内容の整理・分析

３　エシカル消費の意義の普及と推進

（１）　エシカル消費普及イベントの実施

○消費者団体、大学、事業者等と連携した事業の実施

親子で学ぼう　エシカル消費　１０月２４日（土）実施予定

鳥取市消費者市民まつり　１１月７日（土）実施予定

（２）　エシカル消費に関する講座の実施

○啓発パネル展の実施

※エシカル消費パネル展示１０月２４日（金）～３日間　実施予定

（３）　エシカル消費に関するチラシや公式ウェブサイトによる情報発信(通年)

○関連イベントでの情報発信

○公式ウェブサイトやチラシ等を活用した情報発信

（４）　エシカル消費に関する現状把握

○イベント等でのアンケート調査の実施

○取組団体、事業所との現状把握

鳥取市消費者市民まつり　１１月７日（土）実施予定

４　その他の取組

（１）　消費生活に関する情報発信

○パネル展やチラシ・ポスターによる情報発信

・消費者啓発パネル展

５月１８日（水）～５月２９日（金）実施（消費者月間パネル展）



○消費者啓発巡回パネル展

・新市域各地区公民館ほか

消費生活に関する情報パネルの展示、啓発チラシ・ＤＶＤの配布

※６月１日（月）～　実施中





○消費者トラブル啓発うちわの配布

鳥取市のイメージキャラクター「すごい！鳥取市　ＳＵＧＯ！ＵＳＡＧＩ」をモチーフに、困ったときの相談先を紹介したうちわを作成。出前講座や啓発活動で配布を行う。





○啓発チラシの配架依頼

鳥取商工会議所　啓発チラシの配架を依頼　７月３日（金）実施

○駅前地下通路ＰＲコーナーを使った消費生活にかかる情報発信

消費生活にかかる情報について、広く市民に啓発を行う。

○公式ウェブサイトでの情報発信

注意喚起情報や消費者庁等から配信される消費生活に関する情報など、随時公式ページで周知。



（２）　推進体制の構築

○鳥取市消費者行政審議会の開催

・第１回　前年度の事業の状況および今年度の取組内容について

８月２５日（火）実施予定

（３）高齢者世帯の被害の防止に向けた取組

振り込め詐欺等の特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防止するため、高齢者世帯に対して通話録音機能付電話機等を購入・設置する費用の助成を行っている。

・鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金

補助対象：次のすべてを満たす人

・市内に住所があり居住している人

・交付申請時に６５歳以上の人

・市民税等を滞納していない人（同一世帯に属する人も含む。）

・令和８年４月１日以降に機器を購入した人

補助率　：購入及び設置にかかった費用（税抜）の1/2

（１世帯あたり１台まで・上限１０，０００円）

予算額　：４００，０００円

補助金額（実績）：２８件　２４３，７００円（令和８年８月５日現在）

